

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	生活保護に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

出水市は、生活保護に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じた上で、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

出水市長 椎木 伸一

公表日

令和6年3月29日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	生活保護に関する事務
②事務の概要	<p>生活保護法に基づき、生活に困窮する世帯からの相談・申請を受け、困窮の程度に応じて生活・住宅・教育・医療・介護扶助等の保護を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。</p> <p>①保護の実施に関する事務 ②保護の開始若しくは保護の変更の申請の受理、審査又は応答に関する事務 ③職権による保護の開始又は職権による保護の変更に関する事務 ④保護の停止又は廃止に関する事務 ⑤資料の提供等の求めに関する事務 ⑥就労自立給付金及び進学準備給付金の支給の申請の受理、審査又は応答に関する事務 ⑦保護に要する費用の返還に関する事務 ⑧徴収金の徴収に関する事務 ⑨生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバ等への特定個人情報の連携、医療保険者等向け中間サーバ等における資格履歴の確認、医療保険者等向け中間サーバ等における本人確認事務、医療保険者等向けサーバ等における機関別符号の取得等</p>
③システムの名称	<p>1. 生活保護システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバ 4. レセプト管理システム 5. 統合専用端末 6. 医療保険者等向け中間サーバ</p>
2. 特定個人情報ファイル名	
(1) 生活保護受給者情報ファイル (2) 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>1. 番号法 ・第9条第1項 ・別表第一の15の項 2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 ・第15条 3. 出水市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 ・第4条 4. 出水市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則 ・第3条第4項</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p><情報照会の根拠> ○番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二: :第一欄(情報照会者)が「都道府県知事等」の項のうち、第二欄(事務)に「生活保護」が含まれる項(26の項) ○番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令: :第19条</p> <p><情報提供の根拠> ○番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二: :第三欄(情報提供者)に「都道府県知事等」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「生活保護関係情報」が含まれる項 (9、10、14、16、18、20、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、113、116、120の項) ○番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令: :「生活保護実施関係情報」が含まれる条 (8、9、11、12、14、17、19、20、21、22、23、24、25、26、27、28、32、33、35、39、44、47、52、53、55、58、59条)</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部 福祉課
②所属長の役職名	福祉課長

6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	出西市保健福祉部福祉課 〒899-0292 出西市緑町1番3号 TEL0996-63-4048
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	出西市保健福祉部福祉課 〒899-0292 出西市緑町1番3号 TEL0996-63-4048

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人未満(任意実施)]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月20日	I 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	⑤就労自立給付金の支給の申請の受理、審査又は応答に関する事務 ⑥保護に要する費用の返還に関する事務 ⑦徴収金の徴収に関する事務	⑤資料の提供等の求めに関する事務 ⑥就労自立給付金の支給の申請の受理、審査又は応答に関する事務 ⑦保護に要する費用の返還に関する事務 ⑧徴収金の徴収に関する事務	事後	軽微な変更であるため
平成28年9月20日	I 3. 個人番号の利用		3. 出水市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 ・第4条 4. 出水市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則 ・第3条第4項	事後	軽微な変更であるため
平成28年9月20日	I 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	<情報提供の根拠> ○番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 9、10、14、16、24、27、28、30、31、50、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120の項 ○番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 8、9、11、12、17、20、21、22、28、32、33、35、39、44、47、52、53、55条	<情報提供の根拠> ○番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 9、10、14、16、20、21、24、26、27、28、30、31、38、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120の項 ○番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 8、9、11、12、17、19、20、21、22、28、32、33、35、39、44、47、52、53、55条	事前	
平成28年9月20日	I 5. 評価実施機関における担当部署	福祉課長 清原 誠一	福祉課長 児島 勝文	事後	軽微な変更であるため
平成28年9月20日	II 1. 対象人数	平成26年12月1日時点	平成28年9月1日時点	事後	軽微な変更であるため
平成28年9月20日	II 2. 取扱者数	平成26年12月1日時点	平成28年9月1日時点	事後	軽微な変更であるため
平成29年9月21日	II 1. 対象人数	平成28年9月1日時点	平成29年8月1日時点	事後	軽微な変更であるため
平成29年9月21日	II 2. 取扱者数	平成28年9月1日時点	平成29年8月1日時点	事後	軽微な変更であるため
平成31年3月1日	II 1. 対象人数	平成29年8月1日時点	平成31年1月1日時点	事後	軽微な変更であるため
平成31年3月1日	II 2. 取扱者数	平成29年8月1日時点	平成31年1月1日時点	事後	軽微な変更であるため
平成31年3月1日	I 5. 評価実施機関における担当部署	市民福祉部 福祉課	保健福祉部 福祉課	事後	軽微な変更であるため
平成31年3月1日	I 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	出水市市民福祉部福祉課	出水市保健福祉部福祉課	事後	軽微な変更であるため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月1日	I 8. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問合せ	出水市市民福祉部福祉課	出水市保健福祉部福祉課	事後	軽微な変更であるため
平成31年3月1日	I 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	⑥就労自立給付金の支給の申請の受理、審査又は応答に関する事務	⑥就労自立給付金及び進学準備給付金の支給の申請の受理、審査又は応答に関する事務	事前	
令和2年3月1日	II 1. 対象人数	平成31年1月1日時点	令和2年1月1日時点	事後	軽微な変更であるため
令和2年3月1日	II 2. 取扱者数	平成31年1月1日時点	令和2年1月1日時点	事後	軽微な変更であるため
令和2年3月1日	II 1. 対象人数	令和2年1月1日時点	令和3年1月1日時点	事後	軽微な変更であるため
令和2年3月1日	II 2. 取扱者数	令和2年1月1日時点	令和3年1月1日時点	事後	軽微な変更であるため
令和4年3月1日	II 1. 対象人数	令和3年1月1日時点	令和4年1月1日時点	事後	軽微な変更であるため
令和4年3月1日	II 2. 取扱者数	令和3年1月1日時点	令和4年1月1日時点	事後	軽微な変更であるため
令和5年3月30日	II 1. 対象人数	令和4年1月1日時点	令和5年1月1日時点	事後	軽微な変更であるため
令和5年3月30日	II 2. 取扱者数	令和4年1月1日時点	令和5年1月1日時点	事後	軽微な変更であるため
令和6年3月29日	I 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要	⑧徴収金の徴収に関する事務	⑧徴収金の徴収に関する事務 ⑨生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバ等への特定個人情報の連携、医療保険者等向け中間サーバ等における資格履歴の確認、医療保険者等向け中間サーバ等における本人確認事務、医療保険者等向けサーバ等における機関別符号の取得等	事後	医療扶助オンライン資格確認導入に伴う変更
令和6年3月29日	I 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称	1. 生活保護システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバ	1. 生活保護システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバ 4. レセプト管理システム 5. 統合専用端末 6. 医療保険者等向け中間サーバ	事後	医療扶助オンライン資格確認導入に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年3月29日	I 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	<p><情報提供の根拠> ○番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 :第三欄(情報提供者)に「都道府県知事等」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「生活保護関係情報」が含まれる項 (9、10、14、16、20、21、24、26、27、28、30、31、38、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120の項) ○番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 :「生活保護実施関係情報」が含まれる条 (8、9、11、12、17、19、20、21、22、28、32、33、35、39、44、47、52、53、55条)</p>	<p><情報提供の根拠> ○番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 :第三欄(情報提供者)に「都道府県知事等」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「生活保護関係情報」が含まれる項 (9、10、14、16、18、20、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、113、116、120の項) ○番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 :「生活保護実施関係情報」が含まれる条 (8、9、11、12、14、17、19、20、21、22、23、24、25、26、27、28、32、33、35、39、44、47、52、53、55、58、59条)</p>	事後	定期見直しに係る修正(軽微な修正)
令和6年3月29日	II 1. 対象人数	令和5年1月1日時点	令和6年1月1日時点	事後	軽微な変更であるため
令和6年3月29日	II 2. 取扱者数	令和5年1月1日時点	令和6年1月1日時点	事後	軽微な変更であるため